

平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社
U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>
代表取締役社長 大槻 利樹
(コード番号：2148 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理本部長 加賀谷 昭大
(TEL 03-6824-9396)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、また、平成 28 年 1 月 29 日公表の「本社（本店）移転に関するお知らせ」のとおり、東京都千代田区への本店移転を予定していること等により、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 17 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行となった「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となったことに伴い、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 17 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会において、定款変更案が承認可決されることを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」により責任限定契約を締結できる役員が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約に関する規定を一部変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

④ 当社は、事業拡大に伴う人員増加に対応し、また当社グループ会社における事業運営の効率化を図るため、本社機能を移転しますが、本店移転に伴い現行定款第3条を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更の効力は、平成28年1月29日開催の取締役会において決定した本店移転日である平成28年7月4日をもって効力を生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月17日

定款変更の効力発生日 平成28年6月17日

以 上

別 紙 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都港区に置く。</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u></p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1. 会社法第189条の第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第9条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第10条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第16条 当社は取締役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>②～③ (条文省略)</p>	<p>②～③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 20 条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第 22 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) ② 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第 27 条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の数</u>) 第 28 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役を選任</u>) 第 29 条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(<u>監査役任期</u>) 第 30 条 <u>監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>) 第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第 33 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) ② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第 29 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>監査等委員会の招集手続</u>) 第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第 31 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第426条第 1 項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法定の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第427条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 37 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 38 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 35 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 1 条 <u>当社は、第 17 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 2 条 <u>第 3 条の変更は、本店移転日である平成 28 年 7 月 4 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、これを削除する。</u></p>